

平成 27 年 9 月 17 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

鎌倉市職員労働組合役員への戒告処分に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

鎌倉市職員労働組合役員（副委員長、前委員長）への戒告処分

2 質問の要旨

1. 表題の如き、鎌倉市職員労働組合副委員長である納税課小原芳則は戒告処分を受けたが何故戒告に至ったか。
2. これを妥当する根拠は何か。
3. 小原芳則は、再任用職員である為、戒告処分による処分効果は発生するのか。
4. 戒告処分の中身は何か。
5. 小原芳則の受けた戒告処分というのは、小原氏の待遇にどのように作用するか。
6. 改ざんさせていた事実、処分内容に含まれるか。
7. 勤怠記録は公文書か。
8. 弁護士の勤怠記録の見解は何か。但し、不適切な事務処理が鎌倉市と無かった関係の弁護士の見解については如何か。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

有（平成 年 月 日まで） ・ ④

（理由：総務常任委員会開催より前に速やかに答弁を求めよ。）